

居宅介護支援契約重要事項説明書

1 担当する介護支援専門員

担当者

連絡先 076-248-7770 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分)

土日祝・12/29～1/3 は休み

2 事業所の概要

事業所名	ケアマネかんじん
所在地	石川県野々市市新庄 2 丁目 45 番地
連絡先	TEL (076) 248-7770 FAX (076) 248-7737
管理者連絡先 管理者 岡田 裕志	TEL (076) 248-7770 FAX (076) 248-7737
介護保険事業所番号	1771300496
営業日	月～金曜日 (土日祝、12/29～1/3 は休日)
営業時間	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
サービス提供実施地域	金沢市 野々市市 白山市 川北町 能美市 小松市

3 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 洋和会
所在地	石川県野々市市新庄 2 丁目 45 番地
連絡先 (代表)	TEL (076) 248-7767 FAX (076) 248-7737
法人種別	社会福祉法人
代表者	池田 太一郎
法人の行う他の業務	介護老人福祉施設 短期入所生活介護

4 当事業所の従業員

職種	人員数
管理者	1 人 (兼務)
介護支援専門員	2 人 (常勤) 1 人 (管理者兼務)

5 事業の目的・運営方針

社会福祉法人 洋和会が開設する指定居宅介護支援事業所 ケアマネかんじん（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。事業所の介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用することができるよう、市町村・サービス事業者・介護保険施設との連絡調整を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 提供する居宅介護支援サービスの内容

お客さまに提供するサービスの内容は次のとおりです。

(居宅サービス計画の作成)

1. ご利用者のお宅を訪問し、ご利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。
2. 自宅周辺地域における複数の居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者やご家族に提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。
3. 居宅サービス計画の原案が、ご利用者の実情に見合ったサービスの提供となるようサービス担当者会議を開催し、担当者より専門的な見地から情報を求めます。
4. 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
5. 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等をご利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。
6. 居宅介護支援の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求める事ができることや、居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行います。
7. 利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前 6 月間に当該居宅介護支援事業所において作成されたケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）の各サービスの利用割合、前 6 月間に当該居宅介護支援事業所において作成されたケアプランにおける訪問介護等ごとの同一事業者によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）等につき文書（別紙 1）により説明を行います。

8. 居宅サービス計画の原案は、ご利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行いご利用者から文書による同意を得ます。

(居宅サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供)

1. 居宅サービス計画の目標に沿って、サービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
2. ご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合には、ご利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援を行います。

(サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価)

1. ご利用者及び、その家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。
2. ご利用者の状態について定期的に再評価を行い、ご利用者の申し出により、または状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。

(給付管理)

居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、石川県国民健康保険団体連合会に提出します。

(相談・説明)

介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。

(医療との連携・主治医への連絡)

ケアプランの作成時（または変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、ご利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関やご利用者の主治医との連携を図ります。

ご利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

(財産管理・権利擁護等への対応)

ご利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者への援助が必要な場合には、ご利用者の依頼に基づいて担当窓口機関への連絡を行います。 *窓口機関：地域福祉権利擁護センター（石川県社会福祉協議会内）

(要介護認定等にかかる申請の援助)

1. ご利用者の意思を踏まえ、要介護申請等の申請に必要な協力を行います。
2. ご利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。

(サービス提供記録の閲覧・交付)

1. ご利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し複写物の交付を受けることができます。
2. ご利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。

(介護支援専門員の変更)

介護支援専門員の変更を希望する場合は相談窓口の担当者までご連絡ください。

7 サービスの利用料及びご利用者負担

居宅介護支援については、原則としてご利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、ご利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたり下記の料金を頂き、事業所からサービス提供説明書を発行いたします。

介護度	料金
居宅介護支援費Ⅰ(i) 要介護1～2	10,860円
居宅介護支援費Ⅰ(i) 要介護3～5	14,110円
各種加算	
初回加算	300円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200円
退院退所加算(Ⅰ)イ	450円
退院退所加算(Ⅰ)ロ	600円
退院退所加算(Ⅱ)イ	600円
退院退所加算(Ⅱ)ロ	750円
退院退所加算(Ⅲ)	900円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200円
ターミナルケアマネジメント加算	400円
通院時情報連携加算	50円
看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価	所定の基本報酬

(その他の費用)

通常の事業の実施地域を越えた地点へ出張訪問する場合には、実費相当の交通費が必要となります。自動車を使用した場合の交通費は次の通りです。

通常の事業の実施地域を越えた地点から 延べ 5kmまで300円(基本料金)

5kmを超えた場合は5km増すごとに100円プラス

支払い方法

利用のあった月ごとに集計し、翌月10日に請求させていただきます。

お支払いは、その月の22日にご指定された口座より引き落としとさせていただきます。

8 契約期間と解約

この契約の契約期間は、契約の日から認定有効期間とします。

この契約は契約期間中であっても、ご利用者の方からお申し出いただければ解約することができます。解約をご希望の際はご利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、解約を希望する 14 日前までにお申し出ください。

9 秘密保持

事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を明らかにすることがないよう、必要な措置を講じ、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、事業所は、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合はご家族の同意を予め文書で同意を得ます。ご利用者やそのご家族に関する個人記録が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

10 サービス提供中における事故発生時の対応

事故発生時には市町、ご家族、居宅介護支援事業所等に速やかに連絡をし、必要な措置を講じます。また事故の状況及び事故に際して採った処置に対して記録します。

11 損害賠償について

事業所がご利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、事業所は金銭等により賠償をいたします。事業所は損害賠償保険に加入しています。

12 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定します。

責任者: 管理者 岡田 裕志

2. 成年後見制度の利用を支援します。
3. 苦情解決体制を整備します。
4. 従業者に対する虐待防止啓発、普及及び人権意識を向上するための研修を実施します。
5. 従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
6. 未然防止、早期発見、迅速な対応、再発防止の観点を踏まえて個別の状況に応じ慎重に対応します。
7. 発生した場合は、速やかに市町窓口へ通報し、調査等への協力に努めます。

1.3 サービスの苦情相談窓口

事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は速やかに対応を行います。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

担当者 介護支援専門員 岡田 裕志	TEL (076) 248-7770 FAX (076) 248-7737 (受付時間 8:30～17:30)
-------------------	---

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

介護保険全般に関するお問い合わせ	お住まいの市町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。
要介護認定、保険料、保険給付等に関する不服がある場合	石川県介護保険審査会 (石川県健康福祉部長寿社会課) 連絡先 076-225-1416 受付時間(平日) 8:30～17:00
介護保険サービスの苦情について	石川県国民健康保険団体連合会 連絡先 076-231-1110 受付時間(平日) 9:00～17:00

(令和7年6月1日現在)

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意します。

西暦 年 月 日

利用者 住所 _____
又は
氏名 _____

代理人 住所 _____
氏名 _____